

業務委託仕様書

適用業務

業務名 : 令和5～7年度マンホールポンプ場等維持管理業務その2
(安曇野市)

履行場所 : 安曇野市穂高地域

公益財団法人長野県下水道公社

第1章 総則

1 目的

マンホールポンプ場、集落ポンプ場及び宅内ポンプ場（以下「マンホールポンプ場等」という。）施設の機能を適正に保全し、かつ異常の兆候をいち早く察知し、事故・故障の発生を未然に防止するため及び異常通報時に迅速かつ的確に対処するため、維持管理業務委託に係わる仕様を定めるものとする。

2 業務の対象

業務の対象箇所は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) マンホールポンプ場 | 所在地、名称は別表1(1)のとおり。 |
| (2) 集落ポンプ場 | 所在地、名称は別表1(2)のとおり。 |
| (3) 宅内ポンプ場 | 所在地、名称は別表1(3)のとおり。 |

3 法令等の遵守

- (1) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令上のすべての責任を負うものとする。
- (2) 使用人に対する諸法令の運用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

4 関係官公署への手続き等

- (1) 受託者は、業務を実施するため関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公署等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

5 打合せ等

マンホールポンプ場等の運転を正常に維持するため、業務実施代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方法等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が協議記録に記録し、相互に確認するものとする。

6 工程管理

- (1) 受託者は、業務実施計画書の業務工程に従い、工程管理を適正に行うものとする。
- (2) 予定の作業工程と実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。
- (3) 業務実施の都合上、祝日又は休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

7 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後及び毎月指定する期日までに下表の書類を提出すること。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 報告書として提出する写真には、番号、名称等を表示し、これらの位置を図面に示すこと。
- (4) 業務の成果品等については、公社及び市の承諾なく公表してはならない。

提出書類名	提出期限
ア 契約時提出書類	
・着手届	着手日から7日以内
・業務実施代理人届及び経歴書	着手7日前まで
・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届	
・緊急時連絡表	
・一部再委託承諾願(再委託する場合のみ)	
・業務工程表	
・業務実施計画書	
イ 月間業務計画 (様式1)	前月の25日までに報告
ウ 月間報告書	翌月の5日までに報告
・月例維持管理報告書 (様式2)	※提出方法は電子データ及び紙とする。 ※「事故・故障報告書(様式-13)」は、発生後速やかに提出すること(速報は随時、詳報は対応・処理後。ただし定例的な異常は除く。) 正本(写)は月間報告書に添付すること。 ※「協議書」は別途必要な都度提出すること。 正本(写)は月間報告書に添付すること。
・業務月報 (様式3)	
・維持管理業務一覧表 (様式4)	
・テレモット月報 CSV データ (様式5)	
・運転状況一覧表 [電流値] (様式6)	
[絶縁抵抗値] (様式7)	
・点検記録表 [日常] (様式8)	
[定期] (様式9)	
・点検写真(日常、定期)、高圧洗浄時写真	
・マンホールポンプ場等点検作業確認リスト (様式10)	
・異常箇所報告書 (様式11) 異常箇所写真	
・緊急対応報告書 (様式12) 緊急対応写真	
・事故・故障報告書(写) (様式13)	
・発電機使用簿 (様式14)	
・道路使用許可書の写し	
・協議記録(写) (様式15)	
エ 年間維持管理報告書 (各機場の維持管理状況及び広域監視装置 帳票年報等)	年間業務完了後7日以内 ※提出方法は電子データ及び紙とする。
オ その他監督員が指示するもの	必要な都度

第2章 業務内容

1 一般事項

- (1) 受託者は、契約当初に「業務実施計画書」に業務箇所、パトロール実施の頻度、作業順序等を定め、予め監督員等に承認を受けるものとし、業務にあたっては毎月指定した期日までに「月間業務計画表」を提出し、監督員等に協議の上で業務に着手すること。
- (2) 業務にあたっては、下水道工作物等に損傷を与えないよう十分留意すること。また、様式10により点検作業時の確認を行うこと。
- (3) 受託者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合、あるいは監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、業務の一時中止を命ずることがある。
- (4) 業務にあたり、道路等を汚したときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- (5) 業務終了後は速やかに使用機器、仮設物等を搬出し業務場所の清掃に努めること。

2 保守・点検の種類

(1) 日常点検（目視点検、清掃）

設備の状態を確認し、異常を早期発見することを目的とし、別表2「維持管理の点検項目一覧表」に示す項目について日常点検を実施するものとする。点検頻度及び点検時期については、別表3「維持管理業務一覧表」に示すとおりとする。

①ポンプ運転状況の確認

手動運転を行い、電圧、電流値及び振動運転音から運転（揚水）状況を確認する。

②ポンプ設備の目視確認

マンホール内及び制御盤の状態を目視にて点検する。

③保護装置の動作確認

漏電遮断器等の保護装置の正常な動作を確認する。

④自動通報装置の動作確認

自動通報装置の正常な動作を確認する。

⑤絶縁抵抗値の測定

ポンプの絶縁抵抗値を測定する。

⑥水位計、バックアップフロートスイッチの確認

水位計の設置状態、運転水位の確認を行う。また、バックアップ用フロートスイッチの強制動作確認を行い、ポンプの始動・停止及び異常通報が正常に機能するか確認する。

⑦ポンプ槽内のスカム、篩渣、汚れの確認

油脂などの混入によりポンプ槽内の汚れがひどいときは、簡易の清掃を行う。

篩渣等異物の浮遊、堆積が確認された場合は、除去作業を行う。

⑧簡易な修理造作

点検により発見した事故の原因若しくは故障の不良箇所等について、簡易な修理造作又は応急措置を講ずる。

なお、簡易な修理造作に使用する材料のうち、別表4「直接経費に含まれる什器・備品及び消耗品等」の交換に伴う費用は受託者が負担する。

⑨点検・清掃の記録

業務実施計画書（様式1）、点検記録（様式8）、業務完了報告書等作成の事務を行う。

(2) 定期点検（ポンプ引き上げ及びオイル交換）

ポンプの引き上げ等を行い設備の状態を確認し、機器の性能を維持すると共に管路ストックマネジメントに係るポンプの健全度を判定することを目的として、別表3「維持管理業務一覧表」に示すポンプについて実施するものとする。

定期点検は日常点検の内容に加え、ポンプ、制御盤の詳細点検を行うものであるため、引き上げたポンプ本体の点検や制御盤の絶縁抵抗測定等実施するため専門的な機器の知識が必要となる。

① 日常点検と同等の項目・内容

② ポンプ本体の点検

- ・ ポンプ脱着部及び脱着操作がスムーズにできることを確認する。
- ・ ポンプを引き上げて閉塞状況や羽根車の摩耗・損傷の有無を確認する。
(スクリー型ポンプについては、羽根車と底板のクリアランスの測定を行う。)
- ・ オイル交換 … オイルプラグを外し、潤滑油への汚水の混入状況等を確認する。潤滑油はガスケットとともに全量交換する。排出オイル、注入オイルの量、色等を確認・記録し、その性状について写真記録する。
- ・ 浸水検知室が装備されているポンプについては、プラグを外し、廃液の確認（性状、量等）を行い、その性状について写真記録する。

③ 水位計の点検及動作確認

水位計の変換器の点検、センサーの引上げ点検（ベロフラムの変形、ゼロ点出力の確認、調整等）を行う。ベロフラムの状態については、写真記録する。

④ 制御盤の絶縁抵抗値の測定

ポンプ制御盤内の主回路・制御回路の絶縁抵抗値を測定する。

⑤ 点検・測定の記録

点検記録（様式9）作成、オイル交換等の写真整理等の事務を行う。

3 その他の業務（高圧洗浄、除塵、除砂、スカム除去業務）

① 堆積物の除去

- ・ 高圧洗浄機（車）又は洗浄用高圧ポンプを使用し、ポンプ本体及び槽内壁等の洗浄を行い、設置されているポンプを運転し、排出する。洗浄頻度及び洗浄時期については、別表3「維持管理業務一覧表」に示すとおりとする。
- ・ バキューム車での堆積物等の吸引が必要な際は、産業廃棄物として別途処分する。

② 点検・清掃の記録

点検記録（様式9）への記載、高圧洗浄実施状況の写真整理等の事務を行う。

4 緊急通報時対応

① 緊急時の対応方法は別記1による。

② 安曇野市広域監視装置に対応した通報端末（携帯電話）を常時携帯し、通報があった場合速やかに対応する。対応内容については、様式12「緊急対応報告書」及び様式13「事故・故障報告書」により監督員に報告する。

③ ポンプの故障（過負荷、高水位等）及び工事停電に伴うポンプ運転等の応急的な管理作業は本業務に含む。

④ 停電時の発電機対応は、別記2「安曇野市マンホールポンプ場等における停電時の発電機対応要領」に基づき実施する。

⑤ 停電又は故障等によりポンプ場等が稼働しなくなり、汚水の流出又はその恐れがあり吸引車による作業等必要な場合、委託者、受託者協力し関係機関等の調整及び対応に努める。

第3章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、労働安全衛生法、酸素欠乏等防止規則等の定めるところに従い、労働災害等の未然防止に努め、必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 本業務には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。また、有毒ガス等の有無を事前に確認し事故防止に努めること。なお、有毒ガス等の確認結果を報告書に記載すること。
- (3) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については、「業務実施計画書」に明示し、受託者の責任において実施すること。

2 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 業務中は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 業務中の交通安全確保のため、作業区域内のマンホールはフェンス等で囲い、保安要員を配置すること。
- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

3 作業員の安全管理

- (1) 受託者は、この業務にあたっては常に細心の注意を払い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
- (2) この作業にあたって、下水道工作物又はガス等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (3) 万一事故が発生したとき、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員等及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置をとること。

第4章 その他

1 雑 則

契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示してない事項で、作業の実施上当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

業務の対象箇所 施設一覧表

別表1(1) マンホールポンプ場

機場No.	名称	所在	種別	地区	警報装置	備考
30	等々力第1	安曇野市穂高3479-1	公共	穂高	株式会社製 MU-1000	
31	等々力第2	安曇野市穂高3138-1	公共	穂高	〃	
32	等々力第3	安曇野市穂高3966	公共	穂高	〃	
33	等々力第4	安曇野市穂高3924-1	公共	穂高	〃	
34	等々力第5	安曇野市穂高3060-2	公共	穂高	〃	
35	等々力町第1	安曇野市穂高4197-2	公共	穂高	〃	
36	等々力町第2	安曇野市穂高4486-1	公共	穂高	〃	
37	等々力町第3	安曇野市穂高4905-3	公共	穂高	〃	
38	等々力町第4	安曇野市穂高2636-1	公共	穂高	〃	
39	等々力町第5	安曇野市穂高8618	公共	穂高	〃	
40	等々力町第6	安曇野市穂高5006-2	公共	穂高	〃	
41	等々力町第7	安曇野市穂高5000	公共	穂高	〃	
42	本郷第1	安曇野市穂高6931	公共	穂高	〃	
43	白金第1	安曇野市穂高2034-1	公共	穂高	〃	
44	矢原第1	安曇野市穂高1142-3	公共	穂高	〃	
45	矢原第2	安曇野市穂高688-9	公共	穂高	〃	
46	矢原第3	安曇野市穂高685-6	公共	穂高	〃	
47	矢原第4	安曇野市穂高1601	公共	穂高	〃	
48	矢原第5	安曇野市穂高830-1	公共	穂高	〃	
49	穂高第1	安曇野市穂高5687-4	公共	穂高	〃	
50	穂高第2	安曇野市穂高6115-3	公共	穂高	〃	
51	本郷第2	安曇野市穂高7004-24	公共	穂高	〃	
52	上原	安曇野市穂高7704-1	公共	穂高	〃	
53	狐島第1	安曇野市穂高北穂高1456-1	公共	穂高	〃	
54	狐島第2	安曇野市穂高北穂高261-1	公共	穂高	〃	
55	狐島第3	安曇野市穂高北穂高599-1	公共	穂高	〃	
56	狐島第4	安曇野市穂高北穂高614-1	公共	穂高	〃	
57	矢原高見	安曇野市穂高375-2	公共	穂高	〃	
58	橋爪第1	安曇野市穂高有明4801-1	特環	穂高	〃	
59	土場第1	安曇野市穂高有明5915	特環	穂高	〃	
60	耳塚第1	安曇野市穂高有明346	特環	穂高	〃	
61	古厩第1	安曇野市穂高有明5440	特環	穂高	〃	
62	古厩第2	安曇野市穂高有明6436	特環	穂高	〃	
63	富田第1	安曇野市穂高有明9611-1	特環	穂高	〃	
64	下木戸第1	安曇野市穂高北穂高1406-2	公共	穂高	〃	
65	下木戸第2	安曇野市穂高北穂高1380	公共	穂高	〃	
66	富田第2	安曇野市穂高有明9622-2	特環	穂高	〃	
67	富田第3	安曇野市穂高有明4088-9	特環	穂高	〃	
68	富田第4	安曇野市穂高有明3983-3	特環	穂高	〃	
69	富田第6	安曇野市穂高有明3816-1	特環	穂高	〃	
70	白金第2	安曇野市穂高2200-3	公共	穂高	〃	
71	嵩下第1	安曇野市穂高有明2586-4	特環	穂高	〃	
72	豊里第1	安曇野市穂高有明8602-2	特環	穂高	〃	
73	富田第7	安曇野市穂高有明10520-2	特環	穂高	〃	
91	青木花見第1	安曇野市穂高北穂高1793-3	公共	穂高	〃	
120	豊里第2	安曇野市穂高有明8717-1	特環	穂高	〃	
121	富田第5	安曇野市穂高有明4119-6	特環	穂高	〃	
125	狐島第5	安曇野市穂高北穂高664-1	公共	穂高	〃	
126	狐島第6	安曇野市穂高北穂高5-12	公共	穂高	〃	
127	中木戸	安曇野市穂高北穂高850-1	公共	穂高	〃	
128	青木花見第2	安曇野市穂高北穂高1936	公共	穂高	〃	

業務の対象箇所 施設一覧表

129	青木花見第3	安曇野市穂高北穂高2326-1	公共	穂高	㈱クボタ製 MU-1000	
130	牧第1	安曇野市穂高牧635-2	特環	穂高	〃	
131	古厩第5	安曇野市穂高有明6134-2	特環	穂高	〃	
132	豊里第3	安曇野市穂高有明8378-1	特環	穂高	〃	
133	青木花見西第1	安曇野市穂高北穂高2314-21	公共	穂高	〃	
134	青木花見西第2	安曇野市穂高北穂高2556-8	公共	穂高	〃	
135	青木花見西第3	安曇野市穂高北穂高3275先	公共	穂高	〃	
136	青木花見第4	安曇野市穂高北穂高2207-27	公共	穂高	〃	
137	烏川橋	安曇野市穂高牧1-10	公共	穂高	〃	
138	古厩第6	安曇野市穂高有明7314-89	特環	穂高	〃	
139	青木花見第5	安曇野市穂高北穂高2788-6	公共	穂高	〃	
140	島新田第1	安曇野市穂高北穂高1686-1	公共	穂高	〃	
141	青木花見西第4	安曇野市穂高北穂高2415-1	公共	穂高	〃	
142	青木花見西第5	安曇野市穂高北穂高2531	公共	穂高	〃	
143	島新田第2	安曇野市穂高北穂高3040-5	公共	穂高	〃	
144	牧第2	安曇野市穂高牧1045-27	特環	穂高	〃	
145	牧第3	安曇野市穂高牧1262-3	特環	穂高	〃	
146	小岩岳第1	安曇野市穂高有明3121-2	特環	穂高	〃	
147	小岩岳第2	安曇野市穂高有明2991-49	特環	穂高	〃	
148	牧第4	安曇野市穂高牧860-.3	特環	穂高	〃	
149	牧第5	安曇野市穂高牧954-1	特環	穂高	〃	
150	牧第6	安曇野市穂高牧1372	特環	穂高	〃	
151	牧第7	安曇野市穂高牧1383-4	特環	穂高	〃	
152	牧第8	安曇野市穂高牧1392-2	特環	穂高	〃	
153	新屋第1	安曇野市穂高有明1419-3	特環	穂高	〃	
154	島新田第3	安曇野市穂高北穂高2930-1	公共	穂高	〃	
155	牧第9	安曇野市穂高牧1851-1	特環	穂高	〃	
156	豊里第4	安曇野市穂高牧1210	特環	穂高	〃	
157	宮城第1	安曇野市穂高有明8953-9	特環	穂高	〃	
158	牧第10	安曇野市穂高牧1673-3	特環	穂高	〃	
159	牧第11	安曇野市穂高牧120-7	特環	穂高	〃	
160	等々力町第8	安曇野市穂高4975-13	公共	穂高	〃	
161	柏矢町第1	安曇野市穂高柏原931-2	公共	穂高	〃	

計 84箇所

業務の対象箇所 施設一覧表

別表1(2) 集落ポンプ場

機場No.	名称	所在	種別	地区	警報装置	備考
208	矢原北部集落	安曇野市穂高1600	公共	穂高	パトライト	集落
209	矢原南部①	安曇野市穂高686-2	公共	穂高	パトライト	集落
210	矢原南部②	安曇野市穂高721-10	公共	穂高	パトライト	集落
211	古厩第3	安曇野市穂高有明6410-2	特環	穂高	パトライト	集落
212	古厩第4	安曇野市穂高有明6593-4	特環	穂高	パトライト	集落
213	橋爪第2	安曇野市穂高有明5028-1	特環	穂高	パトライト	集落

計 6箇所

別表1(3) 宅内ポンプ場

機場No.	名称	所在	種別	地区	警報装置	備考
214	□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
215	□□□□宅	安曇野市穂高000	公共	穂高	パトライト	宅内
216	□□□	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
217	□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
218	□□□□宅	安曇野市穂高0000	公共	穂高	パトライト	宅内
219	□□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
220	□□□□宅	安曇野市穂高有明000	特環	穂高	パトライト	宅内
221	□□□□宅	安曇野市穂高有明0000	公共	穂高	パトライト	宅内
222	□□□□□□	安曇野市穂高柏原0000	公共	穂高	パトライト	宅内
223	□□□□□□	安曇野市穂高柏原0000	公共	穂高	パトライト	宅内
224	□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
225	□□□□宅	安曇野市穂高0000	公共	穂高	パトライト	宅内
226	□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
227	□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
228	□□宅	安曇野市穂高0000	公共	穂高	パトライト	宅内
229	□□□□□□	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
230	□□□□宅	安曇野市穂高0000	公共	穂高	パトライト	宅内
231	□□□□□□	安曇野市穂高0000	公共	穂高	パトライト	宅内
232	□□宅	安曇野市穂高柏原0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
233	□□□□□宅	安曇野市穂高000	公共	穂高	パトライト	宅内
234	□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
235	□□□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
238	□□□宅	安曇野市穂高北穂高000	公共	穂高	パトライト	宅内
239	□□□□□□□	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
240	□□□宅	安曇野市穂高有明0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
241	□□□□□	安曇野市穂高柏原000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
242	□□宅	安曇野市穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
243	□□宅	安曇野市穂高柏原000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
244	□宅	安曇野市穂高北穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
245	□□宅	安曇野市穂高北穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
246	□□宅	安曇野市穂高北穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
247	□□宅	安曇野市穂高北穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
248	□□宅	安曇野市穂高北穂高0000-0	公共	穂高	パトライト	宅内
251	□□宅	安曇野市穂高有明0000	公共	穂高	パトライト	宅内
252	□□□□□□□□	安曇野市穂高北穂高0000	公共	穂高	パトライト	宅内

計 35箇所

別表2 維持管理の点検項目一覧表

点検場所	点 検 項 目	日 常	定 期	備 考
測 定	電源電圧 (200V、100V、24V)	○	○	
	運転時間、運転回数	○	○	カッター類がある箇所
	運転電流値	○	○	
	ポンプ絶縁抵抗値測定	○	○	1 MΩ以下で修理
	制御盤絶縁抵抗値測定		○	1 MΩ以下で修理
	ガス検知器による測定	○	○	
	ポンプ吐出量の測定		○	30cm低下時間
	羽根車クリアランス測定・調整		○	スクリー型のみ
	水位計ゼロ点出力測定・調整		○	圧力式のみ
マンホール	異常流入等の確認	○	○	
	マンホール蓋の開閉状態	○	○	
	マンホール内の異物堆積状況	○	○	
	配管、ガイドパイプの外観状態	○	○	損傷、錆
	ケーブル類の外観状態	○	○	動力、制御、水位計
	流入バツフルの状態	○	○	損傷、錆
	マンホール接続部の状態	○	○	浸水、破損
ポンプ	ポンプ外観状態		○	損傷、錆、塗装剥離
	羽根車の状態		○	摩耗、絡みつき
	潤滑油の状態 (量、浸水、色など)		○	全量交換 Oリング交換
	浸水検知室の状態		○	内部点検
	運転時のポンプ、逆止弁の状態	○	○	揚水、逆流の確認
	ポンプ吊上チェーンの状態	○	○	損傷、錆
	着脱装置の状態	○	○	日常…漏れ等目視
水位計	水位計の設置状態及び動作	○	○	運転水位の確認
	投込み式水位計センサー部の状態		○	ベロフラムの変形
	気泡式水位計の気泡発生状態	○	○	ダイヤフラムの異常
	バックアップフロートスイッチの動作確認	○	○	強制作動
	水位計の設定水位		○	設定値記録
制御盤	制御盤の設置状態	○	○	
	制御盤の内部状態	○	○	埃、結露、発錆など
	各表示灯の点灯状態	○	○	球切れ時、交換
	遮断器、電磁開閉器の動作	○	○	劣化状況
	漏電遮断器の動作	○	○	
	保護リレーの動作	○	○	
	ファン、ヒーターの動作	○	○	本体、サーモスタット
	自動通報装置の動作	○	○	
清掃	各種通報試験		○	
	マンホール内の高圧洗浄 スカム、篩渣、堆積物等の除去	○	○	

別表3 維持管理業務一覧表

注) 点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

●: 日常点検(目視・清掃) ■: 定期点検(オイル交換) ▼: 高圧洗浄

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7			
30	等々力第1ポンプ場	H9	80	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 0 6	H24年度 No.2ポンプ更新
31	等々力第2ポンプ場	H9	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
32	等々力第3ポンプ場	H9	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	H27年度 No.2ポンプOH R3年度 No.1ポンプOH
33	等々力第4ポンプ場	H9	80	1.5	●		●		●		●		●		●				■		6 0 6	
34	等々力第5ポンプ場	H9	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	H23年度 No.2ポンプOH
35	等々力町第1ポンプ場	H9	80	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 0 6	
36	等々力町第2ポンプ場	H9	100	5.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 0 6	H21年度 No.2ポンプOH
37	等々力町第3ポンプ場	H9	80	5.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 0 6	R3年度 No.1ポンプOH
38	等々力町第4ポンプ場	H16	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 0 6	
39	等々力町第5ポンプ場	H10	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 0 6	
40	等々力町第6ポンプ場	H11	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	
41	等々力町第7ポンプ場	H11	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 0 6	H29年度 No.2ポンプ更新
42	本郷第1ポンプ場	H10	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 0 6	
43	白金第1ポンプ場	H11	80	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
44	矢原第1ポンプ場	H11	80	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	H27年度 No.2ポンプOH
45	矢原第2ポンプ場	H11	65	1.5	●		●		●		●		●		●		●	■			6 0 6	
46	矢原第3ポンプ場	H11	80	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	H21年度 No.1ポンプOH H27年度 No.2ポンプOH
47	矢原第4ポンプ場	H12	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 0 6	

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7			
48	矢原第5ポンプ場	H15	100	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12	
49	穂高第1ポンプ場	H13	100	7.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12	R1年度 No.1ポンプOH R2年度 No.2ポンプ更新
50	穂高第2ポンプ場	H14	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12	
51	本郷第2ポンプ場	H17	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12	
52	上原ポンプ場	H17	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	
53	狐島第1ポンプ場	H18	150	5.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12	
54	狐島第2ポンプ場	H19	65	0.75	●		●		●		●		●		●				■		6	
55	狐島第3ポンプ場	H20	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12	
56	狐島第4ポンプ場	H20	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12	
57	矢原高見ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12	
58	橋爪第1ポンプ場	H13	80	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	H23年度 No.1ポンプOH H27年度 No.1ポンプOH R2年度 No.1ポンプ更新
59	土場第1ポンプ場	H14	65	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12	H29年度 No.1、No.2ポンプ更新
60	耳塚第1ポンプ場	H15	65	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	
61	古厩第1ポンプ場	H16	65	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	
62	古厩第2ポンプ場	H16	65	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	
63	富田第1ポンプ場	H16	150	5.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12	
64	下木戸第1ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	
65	下木戸第2ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12	

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7			
66	富田第2ポンプ場	H17	65	1.5	●		●		●		●		●		●			■			6 0 6	
67	富田第3ポンプ場	H17	100	5.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
68	富田第4ポンプ場	H17	100	5.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
69	富田第6ポンプ場	H18	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	
70	白金第2ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 0 6	
71	嵩下第1ポンプ場	H19	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	
72	豊里第1ポンプ場	H19	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
73	富田第7ポンプ場	H19	65	1.5	●		●		●		●		●		●					■	6 0 6	
91	青木花見第1ポンプ場	H20	100	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 0 6	
120	豊里第2ポンプ場	H20	65	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	12 0 6	
121	富田第5ポンプ場	H20	65	1.5	●		●		●		●		●		●					■	6 0 6	
125	狐島第5ポンプ場	H20	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	
126	狐島第6ポンプ場	H21	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		■		12 0 6	
127	中木戸ポンプ場	H21	65	1.5	●				●				●						■		3 0 3	
128	青木花見第2ポンプ場	H21	65	1.5	●		●		●		●		●		●					■	6 0 6	
129	青木花見第3ポンプ場	H21	80	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	12 0 6	
130	牧第1ポンプ場	H21	65	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
131	古厩第5ポンプ場	H22	65	0.75	●				●				●							■	3 0 3	

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

注) 点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7			
132	豊里第3ポンプ場	H23	65	2.2	●				●				●						■	3 0 3		
133	青木花見西第1ポンプ場	H23	65	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
134	青木花見西第2ポンプ場	H23	65	1.5	●		●		●		●		●		●				■		6 0 6	
135	青木花見西第3ポンプ場	H23	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	12 0 6	
136	青木花見第4ポンプ場	H23	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	12 0 6	
137	烏川ポンプ場	H23	80	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	12 0 6	
138	古厩第6ポンプ場	H23	65	0.75	●				●				●						■		3 0 3	
139	青木花見第5ポンプ場	H25	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		■	12 0 6	
140	島新田第1ポンプ場	H25	65	0.75	●				●				●							■	3 0 3	
141	青木花見西第4ポンプ場	H25	65	0.75	●		●		●		●		●		●					■	6 0 6	
142	青木花見西第5ポンプ場	H25	65	0.75	●						●										2 0 2	未接続
143	島新田第2	H26	65	0.75	●				●				●								3 0 3	
144	牧第2	H25	65	1.5	●				●				●								3 0 3	
145	牧第3	H25	65	0.75	●				●				●								3 0 3	
146	小岩岳第1	H26	65	2.2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				12 0 6	
147	小岩岳第2	H26	65	0.75	●		●		●		●		●		●						6 0 6	
148	牧第4	H26	65	0.75	●				●				●								3 0 3	
149	牧第5	H27	50	0.75	●																1 0 1	未接続

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

注) 点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考			
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7					
150	牧第6	H27	50	0.75	●				●					●									3 0 3	
151	牧第7	H27	50	0.75	●				●					●									3 0 3	
152	牧第8	H27	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
153	新屋第1	H27	65	1.5	●				●					●									3 0 3	
154	島新田第3	H27	65	0.4	●				●					●									3 0 3	
155	牧第9	H28	50	0.75	●				●					●									3 0 3	
156	豊里第4	H28	65	0.75	●						●												2 0 2	未接続
157	宮城第1	H29	65	2.2	●				●					●									3 0 3	
158	牧第10	H29	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						12 0 6	
159	牧第11	H29	65	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						12 0 6	
160	等々力町第8	H29	60	0.75	●				●					●									3 0 3	
161	柏矢町第1	R1	50	0.75	●				●					●									3 0 3	
MP 実施数計	●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄				84	53	63	53	81	53	65	53	81	53	63	53	32	32	32	755	96	437		

別表3 維持管理業務一覧表

注) 点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

●: 日常点検(目視・清掃) ■: 定期点検(オイル交換) ▼: 高圧洗浄

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7		
208	(集落) 矢原北部集落ポンプ場	H12	50	0.75	●		●		●		●		●		●					6	
					▼		▼		▼		▼		▼		▼					0	
					●		●		●		●		●		●					6	
					▼		▼		▼		▼		▼		▼					0	
209	(集落) 矢原南部①ポンプ場	H12	50	0.4	●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
					●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
210	(集落) 矢原南部②ポンプ場	H12	50	0.4	●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
					●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
211	(集落) 古厩第3ポンプ場	H16	65	0.75	●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
					●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
212	(集落) 古厩第4ポンプ場	H16	65	0.75	●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
					●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
213	(集落) 橋爪第2ポンプ場	H17	65	15	●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
					●		●		●		●		●		●				6		
					▼		▼		▼		▼		▼		▼				0		
集落・宅内 実施数計	●: 日常点検(目視・清掃) ■: 定期点検(オイル交換) ▼: 高圧洗浄				6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0			36		
					6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0			0		
					6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0			36		

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

注) 点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考			
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7					
214	(宅内) □□宅	H9	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
215	(宅内) □□□□宅	H10	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
216	(宅内) □□□□	H10	50	0.4	●				●					●									3 0 3	H21年度 No.2ポンプOH
217	(宅内) □□□□宅	H10	50	0.4	●				●					●									3 0 3	H30年度 No.1ポンプ更新 R4年度 No.2ポンプ更新
218	(宅内) □□□□宅	H12	50	0.4	●				●					●									3 0 3	H24年度 No.1、2ポンプ更新 R2年度 No.1、2ポンプ更新
219	(宅内) □□□□□宅		50	0.4	●				●					●									3 0 3	H26年度 No.1ポンプ更新 H28年度 No.2ポンプ更新
220	(宅内) □□□□宅	H14	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
221	(宅内) □□□□宅	H14	50	0.75	●				●					●									3 0 3	H29年度 No.1、2ポンプ更新
222	(宅内) □□□□□	H14	50	0.4	●		●		●		●			●		●							6 0 6	H28年度 No.1ポンプ更新 H30年度 No.1、No.2ポンプ更新 R2年度 No.1、No.2ポンプ更新
223	(宅内) □□□□□□	H15	65	1.5	●				●					●									3 0 3	H24年度 No.1ポンプ更新 H27年度 No.2ポンプ更新
224	(宅内) □□□□宅	H16	50	0.4	●		●		●		●			●		●							6 0 6	H24年度 No.1、2ポンプ更新
225	(宅内) □□□□宅	H16	50	0.4	●				●					●									3 0 3	H29年度 No.2ポンプ更新
226	(宅内) □□□□宅	H16	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
227	(宅内) □□□□宅	H16	50	0.75	●				●					●									3 0 3	H30年度 No.1、2ポンプ更新
228	(宅内) □□宅	H10	50	0.4	●						●												2 0 2	
229	(宅内) □□□□□□	H17	50	0.75	●				●					●									3 0 3	R4再接続
230	(宅内) □□□□宅	H17	50	0.75	●				●					●									3 0 3	H24年度 No.2ポンプ更新 R3年度 No.2ポンプ更新
231	(宅内) □□□□□□	H17	50	0.75	●				●					●									3 0 3	H29年度 No.1、2ポンプ更新
232	(宅内) □□宅	H17	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
233	(宅内) □□□□□宅	H18	50	0.4	●				●					●									3 0 3	

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

注) 点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月

マンホールポンプ場等その2(穂高地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径(mm)	出力(kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考			
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5	R6	R7					
234	(宅内) □□□□宅	H18	50	0.4	●				●					●									3 0 3	R3年度 No.2ポンプ更新
235	(宅内) □□□□宅	H19	50	0.4	●				●					●									3 0 3	H23年度 No.1、2ポンプ更新
238	(宅内) □□□宅	H21	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
239	(宅内) □□□□□□□	H20	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
240	(宅内) □□□宅	H22	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
241	(宅内) □□□□□				●				●					●									3 0 3	
242	(宅内) □□宅	H23	50	0.4	●				●					●									3 0 3	H30年度 No.1、2ポンプ更新
243	(宅内) □□宅	H24	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
244	(宅内) □宅	H26	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
245	(宅内) □□宅	H26	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
246	(宅内) □□宅	R1	50	0.4	●		●		●		●			●		●							6 0 6	
247	(宅内) □□宅	H27	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
248	(宅内) □□宅	H27	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
251	(宅内) □□宅	H30	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
251	(宅内) □□□□□□□	R2	50	0.4	●				●					●									3 0 3	
集落・宅内 実施数計	●: 日常点検(目視・清掃) ■: 定期点検(オイル交換) ▼: 高圧洗浄				35	0	3	0	34	0	4	0	34	0	3	0	0	0	0	0	0	0	113 0 113	

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

(別表4)

直接経費に含まれる什器・備品及び消耗品等

什器・備品	消耗品
<ul style="list-style-type: none">・連絡用自動車 ・自転車・電話機 ・事務用机 ・事務用椅子類・書庫類 ・黒板類 ・複写機 ・被服類・下足箱 ・傘立 ・掃除用収納庫・写真機 ・ロッカー類 ・茶器類・寝具類 ・洗濯機 ・履物類・点検整備及び小修理に用いる汎用 工具類及び汎用測定器具類等	<ul style="list-style-type: none">・整備用品(掃除用具、ウエス、洗浄油類)・補修用材料(ボルト、ナット、パッキン、 ヒューズ、表示灯用ランプなど 一般 汎用品の範囲内とする。)・衛生用品(石鹼、消毒液、救急用薬品)・その他日用品、事務用品等

(様式2)

令和5～7年度 マンホールポンプ場等維持管理業務その〇(安曇野市)
令和 年 月度 月例維持管理報告書

1 業務内容

(1) 日常点検業務(目視点検、清掃)

[実施地域、実施箇所数等]

○○ 地域 ●● 箇所
△△ 地域 ▲▲ 箇所
□□ 地域 ■■ 箇所

[点検項目]

- ① ポンプ運転状況の確認
- ② ポンプ設備の目視確認
- ③ 保護装置の動作確認
- ④ 自動通報装置の動作確認
- ⑤ 絶縁抵抗値の測定(ポンプ)
- ⑥ 水位計、バックアップフロートスイッチの確認
- ⑦ ポンプ槽内の汚れの確認(清掃実施時には、項目名に「及び清掃」を入れる。)
- ⑧ 簡易な修理造作(日常点検で実施した時のみ記載)

(2) 定期点検業務(ポンプ引上げ及びオイル交換)

[実施地域、実施箇所数等]

○○ 地域 ●● 箇所
△△ 地域 ▲▲ 箇所
□□ 地域 ■■ 箇所

[点検項目]

- ① 日常点検と同等の項目・内容
- ② ポンプ本体の点検
- ③ 水位計の点検及び動作確認
- ④ 制御盤の絶縁抵抗値の測定(主回路・制御回路)

(3) その他の業務(高圧洗浄、除塵、除砂、スカム除去)

[実施地域、実施箇所数等]

○○ 地域 ●● 箇所
△△ 地域 ▲▲ 箇所
□□ 地域 ■■ 箇所

(4) 緊急通報時対応

[実施件数等]

2 日常点検、定期点検、その他の業務結果報告

・当月発生した機場毎の特記事項を詳細に記載の上、点検種別を()で記載

機場No.○○(ポンプ場名)

・内容(日常点検など)

機場No.○○(ポンプ場名)

・内容(臨時点検など)

(様式5)

令和 年 月度

マンホールポンプ場等その〇

日付	機場No.〇				機場No.〇				機場No.〇				機場No.〇				機場No.〇				...			
	〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇				
	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ	No. 1ポンプ	No. 2ポンプ		
運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	
1 ()																								
2 ()																								
3 ()																								
4 ()																								
5 ()																								
6 ()																								
7 ()																								
8 ()																								
9 ()																								
10 ()																								
11 ()																								
12 ()																								
13 ()																								
14 ()																								
15 ()																								
16 ()																								
17 ()																								
18 ()																								
19 ()																								
20 ()																								
21 ()																								
22 ()																								
23 ()																								
24 ()																								
25 ()																								
26 ()																								
27 ()																								
28 ()																								
29 ()																								
30 ()																								
31 ()																								
合計																								

故障	No. 1ポンプ故障	0
	No. 2ポンプ故障	0
	No. 1ポンプ漏電	-
	No. 2ポンプ漏電	-
	異常高水位	0
	シーケンサ故障	-
	水位計故障	-
	停電	0
	S C故障	-

No. 1ポンプ故障	0
No. 2ポンプ故障	0
No. 1ポンプ漏電	-
No. 2ポンプ漏電	-
異常高水位	0
シーケンサ故障	-
水位計故障	-
停電	0
S C故障	-

No. 1ポンプ故障	0
No. 2ポンプ故障	0
No. 1ポンプ漏電	-
No. 2ポンプ漏電	-
異常高水位	0
シーケンサ故障	-
水位計故障	-
停電	0
S C故障	-

No. 1ポンプ故障	0
No. 2ポンプ故障	0
No. 1ポンプ漏電	-
No. 2ポンプ漏電	-
異常高水位	0
シーケンサ故障	-
水位計故障	-
停電	0
S C故障	-

No. 1ポンプ故障	0
No. 2ポンプ故障	0
No. 1ポンプ漏電	-
No. 2ポンプ漏電	-
異常高水位	1
シーケンサ故障	-
水位計故障	-
停電	0
S C故障	-

No. 1ポンプ故障	0
No. 2ポンプ故障	0
No. 1ポンプ漏電	-
No. 2ポンプ漏電	-
異常高水位	0
シーケンサ故障	-
水位計故障	-
停電	0
S C故障	-

No. 1ポンプ故障	0
No. 2ポンプ故障	0
No. 1ポンプ漏電	-
No. 2ポンプ漏電	-
異常高水位	0
シーケンサ故障	-
水位計故障	-
停電	0
S C故障	-

(様式8)

マンホールポンプ場等日常点検記録簿

ポンプ場名：

機場No.

点検日：令和 年 月 日 ()

点検者

点検時刻： : ~ :

測定項目	測定結果			判定基準	判定
	200V	100V	24V		
電源電圧	V	V	V	202±20V、101±6V 24V±2V	良・()
運転時間	時間	時間	時間	大幅な偏りのないこと	良・()
運転回数	回	回	回	大幅な偏りのないこと	良・()
運転電流値	A	A	A	定格値以下	良・()
ポンプ絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	MΩ	1MΩ以上	良・()

区分	点検内容	点検方法	判定基準・内容	判定
マンホール	悪質下水の確認	目視	異常汚水の流入がないこと	良・()
	危険性ガスの有無	測定器	確認されないこと	良・()
	鉄蓋の開閉状態、損傷、摩耗	目視	異常、損傷がないこと	良・()
	マンホール内の異物、浮遊物、堆積物	目視	引切り、異物除去等行うこと	良・()
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目視	異常、損傷、発錆のないこと	良・()
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷、劣化のないこと	良・()
	流入バツフルの状態	目視	ごみの付着がないこと	良・()
	マンホール接続部の状態	目視	管口、目地から漏水がないこと	良・()
	ステップの取付状態	目視	腐食、がたつきがないこと	良・()
マンホール内の高圧洗浄清掃の実施			(前回 月実施 ; 今回 実施済・未実施)	
ポンプ	運転時のポンプ、逆止弁状態	運転	振動、異常音、逆流のないこと	良・()
	ポンプ揚水状況	運転	正常であること	良・()
	着脱装置の状態	目視	漏れ等ないこと	良・()
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視	ねじれ、損傷、発錆がないこと	良・()
水位計	水位計の設置状態	目視	正常な位置であること	良・()
	水位計の動作状況	目視	運転水位が正常であること	良・()
	気泡式水位計の気泡発生状況	目視	ダイヤフラムに異常のないこと	良・()
	フロートスイッチ(バックアップ)の動作	強制作動	正常なバックアップ運転をすること	良・()
制御盤	制御盤の設置状態	目視	がたつき、損傷、発錆	良・()
	制御盤の内部状態(端子部など)	目視	埃、結露、発錆、異臭がないこと	良・()
	各表示灯の点灯状態	目視	点灯すること、球切れは交換	良・()
	遮断器、電磁開閉器の作動状態	動作確認	接点部の変色、劣化がないこと	良・()
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
	保護リレーの作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
自動通報装置の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()	

特記事項

酸素 %
 温度 °C
 一酸化炭素 ppm
 硫化水素 ppm

総合判定 : 良 要注意 要対応

(様式9-1)

注)項目は案であり、変更する可能性あり

マンホールポンプ場等定期点検記録簿

ポンプ場名： _____

点検日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

点検時刻： _____ : _____ ~ _____ :

機場No. _____

点検者代表 _____ 印

作業人員 計 _____ 名

交通誘導員 _____ 名

測定項目	測定結果				判定基準	判定		
電源電圧	200V		100V		202±20V、101±6V	良・()		
	V		V		24V±2V			
運転時間	1号	時間		2号	時間	大幅な偏りのないこと		
運転回数		回					回	大幅な偏りのないこと
運転電流値		A						
絶縁抵抗値	電路A	引込開閉器盤から 制御盤主幹ブレーカー	R-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			S-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			T-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			R-S	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			S-T	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			T-R	MΩ	1MΩ以上	良・()		
	電路B	制御盤内	R-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			S-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			T-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
	電路C	1号ポンプ	U-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			V-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
			W-E	MΩ	1MΩ以上	良・()		
電路D	2号ポンプ	U-E	MΩ	1MΩ以上	良・()			
		V-E	MΩ	1MΩ以上	良・()			
		W-E	MΩ	1MΩ以上	良・()			
電路E	制御回路	X-E	MΩ	1MΩ以上	良・()			
		Y-E	MΩ	1MΩ以上	良・()			
ポンプ絶縁抵抗値	1号ポンプ		別紙 様式9-3					
	2号ポンプ							
特記事項								

(様式9-2)

注)項目は案であり、変更する可能性あり

測定項目	ポンプ		水位計 (スパン 0 ~ m)	
	1号	2号	F4 (2台目ON水位)	cm(%)
30cm低下時間	秒	秒	F3 (1台目ON水位)	cm(%)
羽根車クリアランス	mm	mm	F2 (2台目OFF水位)	cm(%)
水位計ゼロ点出力	V	調整後 V	F1 (1台目OFF水位)	cm(%)

区分	点検内容	点検方法	判定基準・内容	判定
マンホール	悪質下水の確認	目視	異常汚水の流入がないこと	良・()
	危険性ガスの有無	測定器	確認されないこと	良・()
	鉄蓋の開閉状態、損傷、摩耗	目視	異常、損傷がないこと	良・()
	マンホール内の異物、浮遊物、堆積物	目視	引切り、異物除去等行うこと	良・()
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目視	異常、損傷、発錆のないこと	良・()
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷、劣化のないこと	良・()
	流入バツフルの状態	目視	ごみの付着がないこと	良・()
	マンホール接続部の状態	目視	管口、目地から漏水がないこと	良・()
	ステップの取付状態	目視	腐食、がたつきがないこと	良・()
マンホール内の高圧洗浄清掃の実施			(前回 月実施 : 今回 実施 済)	
ポンプ	ポンプ外観	目視	別紙 様式9-3	
	羽根車の状態	目視		
	潤滑油の状態(量、浸水、色)	抜取り 交換		
	浸水検知室の状態(量、浸水、性状)	内部点検		
	運転時のポンプ、逆止弁状態	運転		
	着脱装置の状態	目視		
	ポンプ揚水状況	運転		
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視		
水位計	水位計の設置状態	目視	正常な位置であること	良・()
	水位計の動作状況	目視	運転水位が正常であること	良・()
	投込み式水位計センサー部の状態	引上げ	ベロフラムの変形等ないこと	良・()
	気泡式水位計の気泡発生状況	目視	ダイヤフラムに異常のないこと	良・()
	フロートスイッチ(バックアップ)の動作	強制作動	正常なバックアップ運転をすること	良・()
制御盤	制御盤の設置状態	目視	がたつき、損傷、発錆	良・()
	制御盤の内部状態(端子部など)	目視	埃、結露、発錆、異臭がないこと	良・()
	各表示灯の点灯状態	目視	点灯すること、球切れは交換	良・()
	遮断器、電磁開閉器の作動状態	動作確認	接点部の変色、劣化がないこと	良・()
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
	保護リレーの作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
自動通報装置の各種通報試験		動作確認	正常に通報されること	良・()

特記事項

酸素 %
 温度 °C
 一酸化炭素 ppm
 硫化水素 ppm

総合判定 : 良 要注意 要対応

マンホールポンプ設備健全度判定表

ポンプ 設備	形式	(株)〇〇製 吸込スクリー式		口径	mm
		1号機:		吐出水量	m ³ /min
		2号機:		全揚程	m

【1号機】

注)項目は案であり、変更する可能性あり

確認部位	確認部品	確認項目	確認内容			判定			健全度
			劣化現象	健全度	有無	劣化状況	劣化範囲	結果	
部位 全体	全体	動作不良	無	5	○	無		5	3
			軽度	3.5	—				
			重度	2	—				
			故障中	1	—				
		錆・腐食	劣化無し	5	○	無		5	
			点錆orもらい錆	4	—				
			表面錆	3	—				
			腐食	2	—				
		損傷または変形	無	5	○	無		5	
			変形	3.5	—				
			損傷	2	—				
		絶縁抵抗値	1MΩ以上	5	○	無		5	
			1MΩ未満	2	—				
		電流値	定格値以下	5	○	無		5	
			定格値超過	2	—				
経過時間	標準耐用年数未満	5	—	目標耐用年数 25年未満		3			
	目標耐用年数未満	3	○						
	目標耐用年数以上	2	—						
備考									

【2号機】

確認部位	確認部品	確認項目	確認内容			判定			健全度
			劣化現象	健全度	有無	劣化状況	劣化範囲	結果	
部位 全体	全体	動作不良	無	5	○	無		5	3
			軽度	3.5	—				
			重度	2	—				
			故障中	1	—				
		錆・腐食	劣化無し	5	○	無		5	
			点錆orもらい錆	4	—				
			表面錆	3	—				
			腐食	2	—				
		損傷または変形	無	5	○	無		5	
			変形	3.5	—				
			損傷	2	—				
		絶縁抵抗値	1MΩ以上	5	○	無		5	
			1MΩ未満	2	—				
		電流値	定格値以下	5	○	無		5	
			定格値超過	2	—				
経過時間	標準耐用年数未満	5	—	目標耐用年数 25年未満		3			
	目標耐用年数未満	3	○						
	目標耐用年数以上	2	—						
備考									

(様式13)

マンホールポンプ場等 その〇

委託市町村		下水道公社					維持管理業者		整理番号
課長	担当	支社長	所長	係長	係員	担当	総括	担当	

事故・故障報告書（速報・詳報）

令和 年 月 日

マンホールポンプ場名		地 域 名	
設 備 名		メーカー・規格	
		製造年月	
発 生 日 時	令和 年 月 日 ()	時 分	
復 旧 日 時	令和 年 月 日 ()	時 分	
事 故 ・ 故 障 の 状 況			
発 生 の 原 因			
対 応 内 容 (作業者、作業に 掛かった時間、 使用機器等を 記載すること)			
事 故 ・ 故 障 に よ る 影 響 ・ 被 害			
現 在 の 状 況	修理完了・応急復旧・停止(故障)中		
報 道 等 の 発 表			
公 社 指 示 事 項			
備 考			

発 電 機 使 用 簿

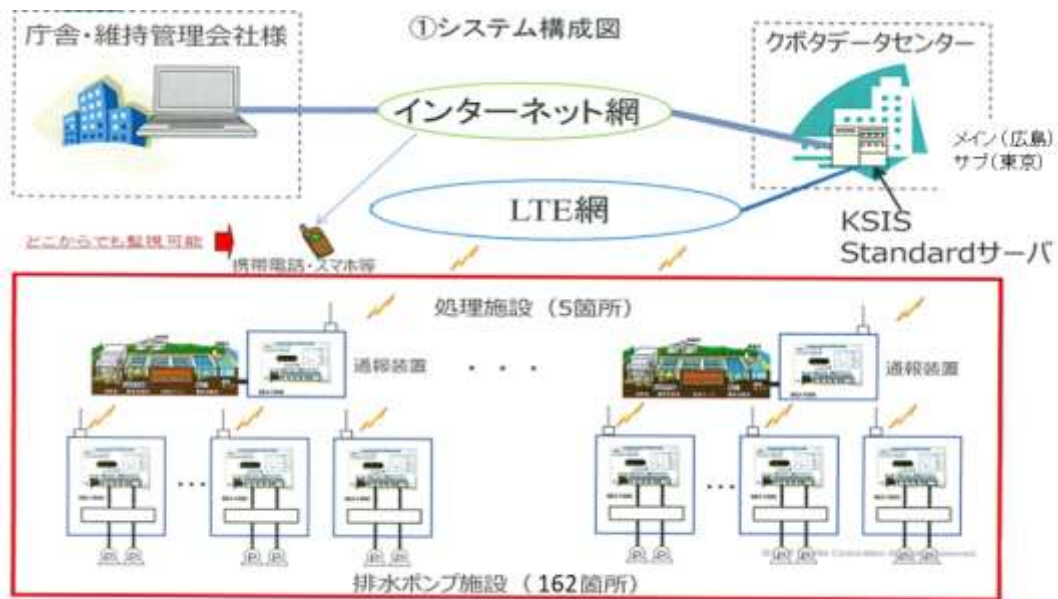
使用年月日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()	
使用場所	No〇〇 △△△ポンプ場 ポンプ出力〇〇kW	
使用理由	〇月〇日 〇時~〇時中部電力工事停電のため	
使用発電機	<input type="checkbox"/> 安曇野市所有	<input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 自社
	<input type="checkbox"/> 日本車輛 45kVA	<input type="checkbox"/> 〇〇kVA
	<input type="checkbox"/> 日本車輛 25kVA	
	<input type="checkbox"/> 日本車輛 25kVA	
	<input type="checkbox"/> やまびこ 15kVA	
	<input type="checkbox"/> やまびこ 15kVA	
	<input type="checkbox"/> デンヨー 13kVA	
	<input type="checkbox"/> ホンダ 4.5kVA	
出庫日時	令和 年 月 日() 時	令和 年 月 日() 時
出庫場所	〇〇〇	〇〇リース(株)
返却日時	令和 年 月 日() 時	令和 年 月 日() 時
返却場所	〇〇〇	〇〇リース(株)
接続ケーブル返却確認	<input type="checkbox"/> 制御盤内に返却	<input type="checkbox"/> 制御盤内に返却
残油量	ガソリン	リットル
	軽油	リットル
備 考	<p>*安曇野市所有分については、動作状態を確認し、不具合がある場合は報告のこと。</p> <p><input type="checkbox"/>該当する場合✓</p>	

別記1

緊急時の対応方法

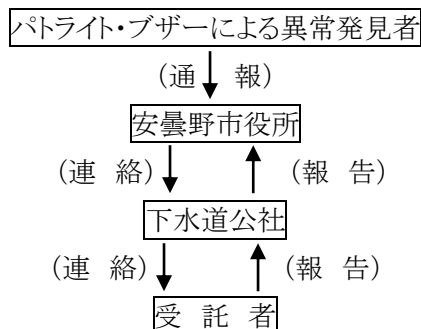
1 安曇野市広域監視装置による対応方法(マンホールポンプ場)

- (1) 受託者は、通報端末(携帯電話)を常時携帯し、通報があった場合は速やかに対応するものとする。
- (2) 通報があった場合は、対応方法について電話又はメールにより監督員と協議をするとともに、対応後はその結果を監督員に報告するものとする。
- (3) 安曇野市広域監視装置のシステム構成図を以下に示す。



2 パトライト・ブザーによる対応方法(集落ポンプ場・宅内ポンプ場)

- (1) 受託者は、携帯電話を常時携帯し、通報があった場合は速やかに対応するものとする。
- (2) 通報があった場合は、対応方法について電話又はメールにより監督員と協議をするとともに、対応後はその結果を監督員に報告するものとする。
- (3) パトライト・ブザーにより異常が発見された場合の連絡系統を以下に示す。



別記2

安曇野市マンホールポンプ場等における停電時の発電機対応要領

安曇野市のマンホールポンプ場等の停電時の発電機対応は、下記により実施するものとする。

1 発電機の使用について

発電機の使用は、停電時の対応として公益財団法人長野県下水道公社(以下「公社」という。)とマンホールポンプ場等維持管理業務委託の受託者(以下「受託者」という。)が協議の上決定するものとし、使用にあたっては、別添「発電機使用簿」(以下「使用簿」という。)を作成し、月例報告時に安曇野市長に提出するものとする。

2 安曇野市所有の発電機について

(1) 安曇野市は停電時対応として市が所有する以下の発電機を公社及び受託者に貸与するものとし、公社及び受託者は次の使用手順により適正に使用するものとする。

- ① 使用について公社と受託者で協議を行う。
- ② 使用前の点検及び往復の運搬積み卸し作業並びにケーブル接続作業、発電機の運転作業は、維持管理業務の範囲とし受託者が行うものとする。
- ③ 燃料の注文は公社が行うものとし、給油の時期については受託者から公社へ前もって連絡を行うものとする。なお、使用中に燃料の補給が必要になった場合は、公社が契約するスタンドがローリー等で現場へ運搬し給油するものとする。

安曇野市が所有する発電機の種類・型式・仕様等			
①	日本車輛(株)	NES45TY3	45kVA 乾燥重量 1,025kg
②	日本車輛(株)	NES25TK	25kVA 乾燥重量 645kg
③	日本車輛(株)	NES25TK	25kVA 乾燥重量 645kg
④	(株)やまびこ	DGM150BMK	15kVA 乾燥重量 405kg
⑤	(株)やまびこ	DGM150BMK	15kVA 乾燥重量 405kg
⑥	デンヨー(株)	TLG-13ESY	13kVA 乾燥重量 457kg
⑦	本田技研工業(株)	ET4500	4.5kVA 乾燥重量 77kg

(2) 使用后、受託者は使用簿を作成し公社へ提出するものとする。

3 安曇野市所有以外の発電機について

(1) 安曇野市が所有する発電機以上の容量又は台数が必要なときは、公社と受託者が協議の上、その発電機の調達を受託者が行うものとする。

その発電機の賃料、運搬費及び燃料費は公社が負担するものとし、公社と受託者が協議の上、金額を決定するものとする。

(2) 使用后、受託者は使用簿を作成し公社へ提出するものとする。